

平成24年春の全国交通安全運動実施計画

厚生労働省

厚生労働省は、平成24年2月14日交通対策本部において決定された「平成24年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、下記の事項を重点として、平成24年4月6日（金）から平成24年4月15日（日）までの期間中（4月10日（火）は交通事故死ゼロを目指す日）、本運動の効果的な実施を推進することとする。

記

1 高齢者、子ども及び障害者に対する交通安全教育の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育

(財) 全国老人クラブ連合会等の関係団体を通じて、老人クラブ等において市町村等の高齢者交通安全指導担当者を招き、特に、道路交通法改正による70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進、75歳以上の運転者の免許証更新時に講習予備検査（認知機能検査）や高齢運転者等専用駐車区間制度が導入されたことの周知徹底、夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の事故防止に資する交通安全教室を開催するなど、交通安全教育への積極的な取り組みがなされるよう指導する。

また、交通安全教育を受ける機会のない高齢者を中心に、世帯訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した反射材用品・明るい服装等の着用など、交通安全指導が地域ぐるみで行われるように努める。

(2) 子どもに対する交通安全教育

(社福) 日本保育協会、(社) 全国私立保育園連盟などの関係団体を通じて、保育所の児童に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等も含めた自転車の安全な乗り方等の正しい交通ルールと交通マナーの教育が実施されるよう指導する。

また、全国地域活動連絡協議会等の関係団体を通じて、地域の児童等を中心に歩行、道路横断、自転車のマナーの教育が実施されるよう指導する。

(3) 障害者に対する交通安全教育

(社福) 全国社会福祉協議会等の関係団体を通じて、障害者支援施設等において、生活支援の一環として交通安全教育が実施されるよう指導するほか、(社福) 日本身体障害者団体連合会等と連携し、障害者に対する交通安全教育を推進する。

また、平成20年6月より改正道路交通法が施行されたことに伴い、聴覚障害者の運転免許取得要件の拡大及び聴覚障害者マークの表示が義務付けられたことから、これらが周知徹底されるよう、引き続き(社福) 日本身体障害者団体連合会、(財) 全日本ろうあ連盟等の当事者団体と連携し、障害者に対する交通安全教育を推進する。

2 幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

保育所等の児童福祉施設での交通安全教育や母子健康手帳の交付時、妊産婦・乳幼児に対する健康診査及び保健指導等の機会を通じて、幼児二人同乗用自転車の安全利用を促進するとともに、後部座席を含むチャイルドシート着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進に努め、チャイルドシートの安全性能に関する情報提供を促進する。

また、(社)日本産婦人科医会等の関係団体とも協力しつつ、妊産婦に対し、チャイルドシート着用等の必要性と着用効果、安全性能に関する正しい理解の普及啓発を図る。

3 広報活動の推進

警察署等からの交通安全に関するポスター貼付等広報活動の依頼に対して積極的な協力がなされるよう関係団体を通じて依頼する。

4 交通労働災害防止対策の推進

都道府県労働局、労働基準監督署、関係団体を通じて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、陸上貨物運送事業者に対して、

- ①自動車等の運転者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理の実施
- ②点呼等の実施及びその結果に基づき睡眠不足が著しい等正常な運転が困難な状態と認められる者に対する運転業務に就かせないことを含めた必要な措置の実施

等を周知・指導することにより、交通労働災害防止対策を積極的に推進する。

また、トラック運転者が安全な運行を確保できるよう、荷主等に対して、適正な発注を行うなどの必要な協力を求める。

5 自動車運転者の労働時間等の改善対策の推進

自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、もって交通労働災害の防止に資するため、自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の遵守を図る。

また、関係業界及び各事業場における改善意欲の醸成を図ることが肝要であることにかんがみ、自動車運転者時間管理等指導員の活用等により、自主的な労務管理の改善が促進されるよう、関係業界等に対する指導及び援助を行う。

6 関係行政機関との連携

地方運輸機関との間における「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）に基づく通報制度」の活用並びに必要な応じ合同

による監督・監査の実施、警察機関との間における「自動車運転者の過労運転事案に係る通報制度」の活用等により、引き続き、国土交通省、警察庁等関係行政機関との積極的な連携を図る。

7 飲酒運転者対策の推進

(1) 飲酒運転根絶機運の醸成

(財) 全国生活衛生営業指導センター及び(社) 全国生活衛生同業組合中央会の関係団体を通じて、飲食店等において、運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進をすることで、飲酒運転に関する関係者の交通安全意識の高揚を促進する。

また、職員に対して飲酒運転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開する。

(2) 「常習飲酒運転者対策の推進について」に基づく取組の実施

「常習飲酒運転者対策の推進について」(平成19年12月26日常習飲酒運転者対策推進会議決定)に基づき、アルコールの影響や専門相談機関等の周知、飲酒行動是正のための事業者に対する働きかけに関する取組を実施する。

8 交通安全運動の職員等への周知徹底

交通事故防止の徹底を図るため、平成24年春の全国交通安全運動推進要綱(平成24年2月14日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)を職員に周知させること、平成24年春の全国交通安全運動のポスターを掲示すること等により、模範的な交通行動を示すよう配慮する。

飲酒運転をしない、また、させないことはもとより、すべての座席でのシートベルトの着用や「自転車安全利用五則」に則った自転車運転時の交通ルールの遵守などで、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう、特段の配慮をする。